

高山村公告第1号

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高山村契約規則（令和元年高山村規則第7号）第3条の規定により公告する。

令和8年1月19日

高山村長 後藤 幸三

1 入札に付する事項

（1）件 名 令和8年度 村単独事業 高山村各施設電力供給事業

（2）年間予定使用電力量及び施設

1, 037, 213 kWh

施 設 名
高山村役場庁舎
高山小学校
高山中学校
いぶき会館
保健福祉センター
高山村揚水場（農用水）
原・本宿・新田地区 汚水処理施設
五領・判形地区 汚水処理施設
高山村立学校給食センター

（3）仕 様 等 別紙仕様書のとおり

（4）履行場所 群馬県吾妻郡高山村地内

（5）履行期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 契約担当課 〒377-0792

群馬県吾妻郡高山村大字中山2856番地1

高山村役場 総務課

電 話 0279-26-7942（直通）

FAX 0279-63-2768

3 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件すべてみたすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) ぐんま電子入札共同システム令和6・7年度物品・役務の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の営業品目（電力）に登載されている者であること。
- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、高山村契約規則（令和元年高山村規則第7号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

4 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札参加希望者は、上記3の資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書及び確認資料等（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

なお、申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加できない。なお、提出された申請書類について村が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 提出期間 令和8年1月19日（月）午前9時から
令和8年2月16日（月）午後4時まで
（ぐんま電子入札共同入札システム運用時間外を除く）

イ 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる（外部リンク）
URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

- (2) 提出書類は、次のとおりとする。

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 入札参加資格確認資料（様式第2号）
- ウ 上記3（6）を確認する書類
- エ 上記3（7）を確認する書類

- (3) 申請書類に基づく審査は、開札後に必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。
- (4) その他
 - ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 申請書類は返却しない。
 - エ 提出期限日以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札説明会 実施しない。

6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書等に関する質問は、簡易な内容を除き、文書により提出するものとする。
 - ア 提出期間 令和8年1月19日(月) 午前9時から
令和8年2月13日(金) 午後4時まで
土・日・祝日を除く毎日
 - イ 提出場所 上記2に同じ。
 - ウ 提出方法 FAXによる。
- (2) 質問に対する回答は、令和8年2月17日(火)までに、ぐんま電子入札共同システムにより回答し、閲覧による。

7 入札書・内訳書の記載

- (1) 入札金額は、年間予定使用電力量に対する総価を見積もること。
- (2) 入札金額は、設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(従量料金)を根拠とし、仕様書で提示した予定電力等に基づき算出した額を記載すること。また、燃料費調整制度(みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第43条)に基づく発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、入札価格に含めないものとする。また、見積りの前提として、当該地域のみなし小売電気事業者が需要家に適用する燃料費調整制度の基準平均燃料価格、換算係数及び基準調整単価は、この公告時点のものとする。
- (3) 内訳書には1ヶ月ごとの1キロワット当たりの基本料金単価、及び1キロワットアワー当たりの従量料金単価と、それぞれの基本料金、従量料金に係わる年額料金の統計を記載すること。また内訳書は押印のうえPDFにより作成し提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総価にその100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書に記載する単価に1銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、増減率に小数点以下第5位の数字があるときはこれを切り捨てるものとする。

(5) 内訳書の合計金額と入札金額が一致していること。

8 入札書・内訳書の提出及び開札

(1) 入札書・内訳書提出期間

ア 日 時 令和8年2月17日（火）午前9時から
令和8年2月18日（水）午後4時まで
（ぐんま電子入札共同入札システム運用時間外を除く）

イ 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる（外部リンク）
URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

(2) 開札日時及び場所

ア 日時 令和8年2月19日（木）午前9時
イ 場所 高山村役場 総務課（入札方法は、電子入札とする。）

(3) 入札執行回数は2回とする（1回目の入札で落札者がいない場合は2回目を実施する。）

9 最低制限価格 設定しない。

10 入札保証金 免除する。

11 契約保証金 免除する。

12 内訳書 有

13 入札の無効

次の（1）から（3）までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。

（2）民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。

（3）その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札。

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格となる価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とし、落札の決定は保留とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない村職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱は次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を

落札者とし、落札決定を通知するものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。

15 支払条件

- (1) 落札者は、毎月1日または高山村との協議により定められた計量日の0時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう)を村に通知するものとする。
- (2) 村の検査合格後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを村に請求するものとする。
- (3) 村は、上記(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

16 契約

契約は、内訳書に記載されている基本料金の単価及び電力量料金の単価で行うものとする。

17 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18 契約条項等を示す場所

契約書（案）及び入札を定めている関係規則等については、次により閲覧できる。

（１）閲覧期間 令和８年１月１９日（月）午前９時から

令和８年２月１９日（水）午後４時までの毎日

（２）閲覧場所 ぐんま電子入札共同システム内入札情報公開システム

URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>

19 その他

（１）入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。

（２）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

（３）入札説明書等の配付資料は、本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

（４）入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによる。

（５）契約の確定は、令和８年度歳入歳出予算が高山村議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。

（６）その他不明な点については、以下に問い合わせること。

高山村総務課

電話 ０２７９－２６－７９４２（直通）

担当 飯塚